

令和5年11月21日 開会
令和5年11月21日 閉会
第 31 回
(通算第 220 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 10 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年11月10日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年11月21日
- 2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 31 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和5年11月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	農業委員 会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし
出席委員	農業委員 会長 齋藤学 代理 三井利民 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員 2番 藤井和子
	農地利用 最適化 推進委員 近藤彰彦
欠員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時40分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	田淵文雄 見川恒栄
会期の決定	令和5年11月21日
開 議	令和5年11月21日
備 考	

第 31 回農業委員会
(通算第 220 回)

令和5年11月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、藤井委員さんと近藤委員さんで、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として田淵委員、見川委員を指名します。</p> <p>議案第1号の1 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の1番について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。</p> <p>譲渡人は○さん、○の方、譲受人は○さん○の方です。</p> <p>申請地の場所は、○から○のところにある農地です。</p> <p>譲受人である○さんは、申請の農地で水稻を栽培されるとのことです。</p> <p>機械はトラクター、コンバイン等を所有されています。この農地は無償譲渡されるそうです。</p> <p>周囲地域における農業上の効率的な利用に支障を及ぼす影響はなく、地域の取り決めに従い支障が出ないように耕作を行うそうなので問題ないと思われ ます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、担当の河野委員さんに現場の方の、現地の方の報告をお願いします。</p>
河野達委員	<p>譲り受け人の○さんは本業をしながら、現在、○で水稻主体の農業をしています。今回譲り受ける農地は、○であり、何ら、周辺の農地利用に影響はありません。</p> <p>所有権移転の経緯ですが、元々近所に住まれていた○さんの○さんが嫁に出て相続され、現在まで利用権を法人に委託しておりました。住所が○であるという事から不便を感じており、農地が○の○さんに譲ったという事でした。以上の理由により、この申請に問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、現場の方の報告も終わりました</p>

事務局	<p>ので、皆様のご質問等をお受けしたいと思います。</p> <p>ご質問のある方、挙手をもって、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ないようですので採決の方に移らせていただきたいと思います。</p> <p>議案第1号の1につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成という事で、第1号議案の1につきましては認可されました。</p> <p>議案第1号の2番について説明します。</p> <p>農地の所在は○、地目は田、面積○㎡です。譲渡人は○さん、○の方、譲受人は○さん○の方です。</p> <p>申請地の場所は、○から○のところにある農地です。</p> <p>譲受人である○さんは、申請の農地で野菜を栽培されるとのことでした。</p> <p>機械はトラクター等を所有されています。この農地は有償譲渡で、反当り30万円だそうです。</p> <p>周囲地域における農業上の効率的な利用に、支障を及ぼす影響はないとのことでした。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは○の案件につきまして、担当の三井委員さんよりご報告をお願いします。</p>
三井委員	<p>おはようございます。</p> <p>○君はですね、Iターンで6～7年くらい前だったかな、この譲り渡し人の○さんの家を買って、この地の○へ家族と引っ越してきたという事です。で、その関係もあってですね、この○さんの土地をずっとして、もう1筆あるんですが、ハウスを建ったりしてやっています。</p> <p>もうずっと長い間耕作しているので、ちょっと色々はあるんですけど、まああまり大きい声では言われないので、まあ認めざるを得ないかな、いう風に考えています。</p>
議長	<p>現場の方は以上のような事で、ちょっと意味深なところがあったりしますが、通常の、法的な届けとか、そういった書類等はきちっとして、渡されておる状況でございます。</p> <p>では、皆様のご意見を拝聴したいと思います。ご意見のあるかたは、挙手をもってよろしくお願ひします</p> <p>はい、田淵さん</p>

田淵委員	<p>おはようございます。色々あると言われたんですけど、今後問題が起きるような問題ではないんですか？</p>
三井委員	<p>そこらはね、ずっとうじゃうじゃ言いながらやってきとるんでね、まあ今後もそういう風に流れでいかざるを得ないかな、と。今、○君は○の所に時々スポットで働きに行っておられるので、○からもご指導があるみたいです。</p> <p>まあそこらも含めてですね、近所からも、皆さんも色々ちょこちょこ、ちょっと問題だな、という時には皆さんわあーっと言われるんで、その時はそのように対応されているんでね、まあそういう感じでやっていかざるを得ないかな、という風に感じております。</p> <p>よろしいですかね？</p>
田淵委員	<p>いいとも悪いとも言えない事もありますけど、例えば、最終的な問題が起きた時にね、最初にきちんと言っておけば良かったという事が起きても大変なので、特に地元委員さんも大変でしょうけど、私たち農業委員全体の責任にもなってきますのでね、やっぱり、その辺りは確認しておきたい、以上です。</p>
議 長	<p>他にありますか</p> <p>ないようでしたら、裁決に移らせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第1号の2番、○の案件でございます。この件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手をもとめます。</p> <p>はい、全員賛成で認可されました。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号について説明します。</p> <p>この農用地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>新規のみ読み上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>《読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>はい、今事務局の方が説明しました利用権設定の案件の、新規の案件の説明は終わりました。この説明しました案件につきまして、ご質問等あれば挙手をもってお受けしたいと思います。</p> <p>ご質問ないようでしたら、裁決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは、議案第2号の新規の案件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p> <p>6ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1番は○で○さんの農地が○さんに返却されました。</p> <p>2番は○で、○さんの農地ですが、さきほどの議案第1号の2番で所有権移転の申請があった農地です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>では、次の非農地証明交付申請の承認について、を議事とします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>7ページをご覧ください。報告第2号1ですが、○で10月に非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。</p>
<p>河野達委員</p>	<p>10月23日の農業委員会総会の後、三浦委員さんと房崎委員さんと一緒に現地を確認しました。</p> <p>申請地は、戦前に建築された住宅がすでに存在しており、明らかに違反転用ではありますが、相当昔の事であり農地への復旧が困難である事から、非農地を求める判断をしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>

次は報告第2号2ですが、○で9月に非農地証明書の交付申請があったものについて、委員さんに現地確認をいただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の河野委員さん、もう一度、お願いします。

河野達委員

この件についても10月23日の農業委員会総会の後、三浦委員、房崎委員とともに現地を確認しました。

長年にわたり耕作しておらず荒地となっていますが、隣接地の農家さんが除草管理していたため、農地として再生可能ではあるんですが、地形的に隣接の水路と県道に挟まれ幅が狭く、農地を取り囲む擁壁は2m近くあり1分勾配で、土圧が膨れている箇所が随所にみられ、著しく困難な石積擁壁であり、ここでの耕作は機械の重量と振動で崩壊する危険性があります。

また、農地内には中国電力の電柱2本、支柱1本、支線2本と障害物があること、また、今後も耕作する見込みのないこと、以上の理由により、非農地申請は妥当と考えます。

議 長

どうもありがとうございました。

一応報告事項も終わりました、最後なんです、全体を通しまして、何かご質問等ございましたら、お受けしたいと思います。

三井委員

ええですか？

議 長

はい

三井委員

非農地の件なんです、ちょっと私、大田に土地があって、それを私の方でもらい受ける事になって、ひとつほど農地があって、大田市の農業委員会のホームページで「現況非農地証明」というのを打ち出して読みまして、「非農地証明の対象としない農地」というのがあって、吉賀町もそうらしいんですが、人為的に非農地（宅地・植林等）と書いてあるんです。

だから植林、造林言うのかな？そういう所は、非農地に出来ないという事なんですよね。それとか、宅地にした場合、故意にね。

という事は、結構この度、こないだの非農地の証明をするのに出したんだけど、よくよく見たら、結構、地名出しちゃいけないけど、○の方でもね、明らかに造林の樹木があるわけですよ。造林地として見なされるところが。そういう所を非農地にしてよいと思ったけど、これ見たら、そういう事になって、こ

の前、齋藤さんに聞いたら、吉賀町にもありますよ、という事だったんで、そういう規定があるんだったら、じゃ、非農地にはできないかな、と、何年経ってようが、故意に植林したと明らかに分かる所はね。それとか、今でいう宅地になつとる、言われましたよね、1番ね？さっき言われた1番は宅地になっている。それは何年前かというのものもあるんやろうけど、そこらの所はどうなのかなあ、という思いがしたんで、吉賀町は今後、どういう風に判断していくんかね、そこらの所をちょっと、ある程度決め事を作ったほうがよいんじゃないかな、と思ったんで。以上です。

茅原委員

逆に言うてもええ？

今さっき河野さんが言われた家が出来たというのは「戦前」と言われたかと思うんですけど、農地法が出来たのは昭和27年だったと思いますので、それ以前に作っているものに関しては、家が出来とるんじゃない方がいいと思うし、逆に木を植えとつても、それ以前に植えとつた木なら非農地で出せると思うんだけど。

三井委員

確かに昭和27年というのはあります、その規定はね。

茅原委員

それより前に植えとる木だったら・・・

三井委員

最近はね、くぬぎとか植えられるんですよ、皆さんね。あちこち、よう植えられとる。じゃけえ、そういう所は非農地に出来ない、という事になるのか、まあある程度、非農地として認めるのか。

27年から言うたら、もう今98年ですからね、もう70年くらい伸びとるんです。70年言うたら相当大きな木ですよ。大体もう伐採時期過ぎとるみたいなね、木ですから。そこらんところはどうか。

木を見ても、それ以前に植えられたような木じゃないですね、昭和30年代、40年代に植えとる木かな？見てもあれくらいの大きさじゃ。

そういう所がたくさんあるんじゃないか、とね。あちこち、私は梶谷・福川地区だけど、まあこの吉賀町全体としてもそういう所はあるんじゃないかな

まああまりややこしいと事を言ってもいけんのんじゃないやろうけど、まあどういう判断をするかちゅうのを、そこらはええよ、ちゅう事になりやそれでいいし。

茅原委員

逆にあの、農地パトロールなんかで、そんな所まで管理はようせんのかな

けえ、ある程度は目をつむって、通して、わけの分からんような藪の中を、農地があるけえいうて、見にいかりやあせんけえ、もうええ加減なところで、非農地で通した方がええんじゃないですか。

森下委員

ある程度、転作作物、ああいう樹木じゃないけど、認めておったでしょ？それも悪い所についてはあるんだろうと思う。

だから、今の農地法の基準もあるけど、やっぱりそういう形の中で、国が決めた施策のなかにもそんなんがあるんじゃないから、その辺の確認いうのも必要だろう。ここで、町で単独でも、その辺はやっぱり農業会議、県の農業会議の指導だけじゃなく、両方の転作の面でも、国の取り組みもあるんだから。

議 長

ご意見ありがとうございます。おっしゃる通りでして、どこで線を引こうか、という時に、線を引きようがなかったという現実が今あるんじゃないかな、という風に思ってます。

現行が今の状況なんで、これを遡ったにしても、昭和27年という話がありました。そこでびしゃっと、その前か後かと言われても言いにくいところがあるかと、いう事になればですね、この問題、農地法で書かれているという事になればですね、無視はできませんので、実際に農業会議等々も、お問い合わせもいたします。回答、私たちと同じような回答が出てくるのではないかと懸念いたしておりますけども、少し宿題として預かって勉強したい、という風に思っておりますが、そういう結論の形で今のところ、よろしゅうございますでしょうか。

他にありますか。

森下委員

はい。

議 長

はい、どうぞ

森下委員

あの、前回10月の総会に出ました○の資材置き場の許可申請の件で、本人と業者の両方に内容についてお聞きしたので、ご報告いたします。

まず、申請者さんは、もうあそこに資材置き場として申請した通りであるので間違いはない。片や、業者さんの方は、当初に言われた単価が、借地料として出た単価で、年間の単価である、いう風に理解しておったが、完成間近になった時に「あの値段は月単価」だと言われたんで、それなら、そんなに高いのを借りるなら違う所が安い場所があるので、そちらの方を借りた方がいい、とい

う形で業者さんの方は手を引いた、ということだったんです。それで、申請者さんにも話して高すぎる、という事で、他に誰かいないか、という形の中で、あそこに看板を立てた。という事を言われました。

まあ、実際委員会の中でこういう質問が出て、今回こういう形で質問させていただきます、という形で話をしたときには、もう一回自分自身も考えておるんですが、業者さんに、最初の金額で折り合うような話を今すすめている、いう報告を、金曜日の日にいただきました。

報告をしていきます。

議長

森下委員、大変ありがとうございました。前回の総会の中で質疑等々のあった、我々も宿題をもらった案件でございます。森下委員さんにもお願いして事情をちょっとお聞きしたという状況でございます。今の所、契約の段階でのトラブルという事になっております。当農業委員会がそこに入り込むというところまではいかないんじゃないかな、という風な感じがしとりまして、業者の方も地権者の方も前の単価で折り合いが付けられれば、という事でもう一回お願いするという事がありますので、その結果を待ち次第の形になるのかな、という風に思っております。そういったような形で今の所保留という形で、ちょっとお聞きしたというところで、よろしいでしょうか。

茅原委員

この許可申請をする書類の中に、こういう風にこの農地を資材置き場として使います、というような事に関する書類的なものじゃ、契約とか、何にもなしで口約束で事務局は受けた、というように判断でいいんでしょうか？

契約をちゃんとして、こういう書類があって、こういうふうな事が出るとから、これは委員会にかけて通そうというのか、あそこを、大抵資材置き場にしようと思うからといって、口先で出して、今森下さんがいうのを聞くと、契約も何もせんかったものを出しとる感じに聞こえるんですが、ちゃっとした契約書まで見て、許可したんじゃないかなかったですか？

事務局

他の案件もそうなんですけど、転用の申請では、契約書の写しまでは求めておりません。今回の農地についても、資金計画はいくら、とか、土地のここに何を置く計画書をもって判断いたしました。

茅原委員

ということは、みやすい、っちゅうこといね？何でも書いて出しとけば、審議せんでもええような事になりやせんですか？今度は事務局だけで、こりゃええ、許可してあげよう、いうて、委員会にかけんでもすむことになりやあしま

せんか？今のようやり方じゃったら。

事務局

許可申請に契約書があるかどうか、また農業会議にも確認しますが、今後は慎重に判断しないとイケないな、と感じました。

茅原委員

それじゃ、勉強してください。

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了します。

午前 9 時 40 分閉会